

伊豆市ブランド「AMAGIFT（アマギフト）」認定制度実施要領

（目的）

第1条 伊豆市の特産品や様々な地域資源（素材・歴史・文化）等を活用した商品のうち、特にすぐれた商品や、地域特性がありさらなる成長が期待できる商品を支援し、伊豆市内の地域資源のブランド力向上を図り、もって事業者の収益向上及び市の魅力向上に寄与することを目的とする。

（通称）

第2条 伊豆市ブランドの通称は、「AMAGIFT(アマギフト)」とする。

（認定基準）

第3条 認定基準は、以下の条件を満たしているものとする。

- ① 自社開発商品であること。
- ② 独創性や技術性など高い評価が得られるもの。
- ③ 申請事業所（団体又は個人）が事業目的を理解し、申請商品を通じたAMAGIFT(アマギフト)の推進活動に対し、前向きな姿勢を持っていること。
- ④ 関係法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- ⑤ 他の特許品または登録品の模倣品でないこと。
- ⑥ 審査会が認めたもの。

（認定の対象）

第4条 認定の対象は、次に該当するものとする。

- ① 伊豆市内の特産品や様々な地域資源（素材・歴史・文化等）を活用した物品のうち、他に負けない特徴、品質を有するもの。
- ② 市場への安定供給が可能で、かつ安全、安心な商品で申請時に商品化され、流通している又は流通させようとしている商品（一般消費者が購入できるもの）であること。

（認定の申請資格）

第5条 認定の申請を行うことができる者は、認定の対象となる特産品を生産又は加工製造している個人、企業、団体等であって、原則として、伊豆市内に主たる事業所を有するものとする。

（認定の申請）

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して一般社団法人伊豆市産業振興協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。

(申請内容の審査)

- 第7条 AMAGIFT(アマギフト)の認定を行うため、協議会は審査会を設置し、協議会が選任した審査委員が、審査基準に基づき審査するものとする。審査の参考とするため、生産者によるブレゼン(商品PR)を行い、併せて、食の審査にあたっては食味審査を実施するものとする。
- 2 審査会に関する必要な事項については、別に定める。
 - 3 審査基準は、別に定める。

(認定の決定)

- 第8条 協議会は、前条に規定する審査結果に基づき、認定することが適当と認める場合は、認定を決定し、認定された商品を有する申請者(以下「認定商品申請事業者」という。)に対して伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 協議会は、前条に規定する審査結果に基づき、認定することが適当でないと認めるときは、認定しないものとし、当該申請者に対して様式第2号によりその理由を付して通知するものとする。
 - 3 協議会は、認定商品に対し、伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定証(様式第3号)を交付するものとする。

(認定の有効期間)

- 第9条 AMAGIFT(アマギフト)認定の効力は、認定の決定があった日から起算して3年後の日の属する年度の末日までとする。

(認定の表示等)

- 第10条 認定商品を有する事業者は、認定を受けた特産品(以下「認定品」という。)並びにその包装及び容器等に、AMAGIFT(アマギフト)認定マークを表示することができる。
- 2 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。
 - 3 認定マークの表示に要する経費は、認定商品を有する事業者が負担するものとする。
 - 4 協議会は、認定マークの使用状況について、必要に応じて認定商品を有する事業者に報告を求め、調査を行うことができる。

(事業の実績報告)

- 第11条 認定商品を有する事業者は、毎年度終了後1か月以内に、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等その他協議会が指定する事項について、AMAGIFT(アマギフト)事業実績報告書(様式第4号)により協議会へ報告しなければならない。

(認定の更新)

第12条 認定商品を有する事業者は、第9条に規定する有効期間が満了になる場合において、引き続き認定を受けようとするときは、認定期間満了2か月前までに伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定更新申請書(様式第5号)により協議会に提出するものとする。

2 協議会は、認定商品を更新した事業者に対して伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定証(様式第3号)を交付するものとする。

(認定内容の変更)

第13条 認定商品を有する事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請事項変更届出書(様式第6号)により、速やかに協議会に提出しなければならない。

- (1) 認定品の商品名を変更した場合
- (2) 認定品の生産、加工製造又は販売を廃止若しくは中止した場合
- (3) 認定品の包装又は容器等に係るデザインを変更した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請書記載事項等に変更が生じた場合

(認定の取り消し)

第14条 協議会は、認定品が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける資格を欠くに至った場合
- (2) 認定基準を満たさなくなった場合
- (3) 虚偽の申請により認定を受けた場合
- (4) 認定品の生産、加工製造又は販売を廃止若しくは中止した場合
- (5) その他、制度の運用に重大な支障をきたす行為があった場合

(認定商品を有する事業者の責務)

第15条 認定商品を有する事業者は、この要領の規定を誠実に順守するとともに、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、加工製造又は、販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、伊豆市のイメージ向上に努めること。
- (2) 認定品の計画的な生産、加工製造及び適正な品質管理並びに流通体制の整備に努めること。

(損害に対する責任)

第16条 協議会は、AMAGIFT(アマギフト)に関するいかなる損害に対しても、その責任を負わない。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日 「AMAGIFT(アマギフト)」認定証（様式第 3 号）改定

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（一社）伊豆市産業振興協議会長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者）

電 話 番 号

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請書

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」の認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請調書（別記様式1）
- 2 誓約書（別記様式2）
- 3 参考資料（商品のパンフレット、写真等）

※ない場合は不要

- 4 申請者を証明する書類

- ・住民票の写し（申請者が個人の場合）
- ・登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合）
- ・規約等組織の概要がわかる書類（申請者が団体（任意）の場合）

別記様式1

年 月 日

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請調書

1 申請者の概要

ふ り が な 法 人 等 の 名 称			
所 在 地	〒 ー 伊豆市		
	(本店が市外の場合は名称及びその住所を記入)		
ふ り が な 代 表 者 名			
設 立 年 月 日 注 1	年 月 日		
資 本 金 等	千円	従業員数	人
U R L			
経 営 理 念			
主 な 事 業 内 容			
申 請 に 関 す る 担 当 者 連 絡 先	担当者名		部署
	電 話		
	F A X		
	E-mail		

注1 個人にあつては、事業開始年月日

2 申請に関する特産品の概要

ふ り が な 商 品 の 名 称	
申 請 商 品 の 特 徴 及 び 概 要	(内容、機能、特徴等を記入)
生 産 シ ス テ ム	(仕入、生産、製造、パッケージ等の工夫、開発特徴などを記入)
流 通 ・ 販 売 シ ス テ ム	(流通、販売、表示、PR等の工夫、開発、特徴などを記入)
生 産 ・ 販 売 量 (額) の 推 移	(生産量、販売量、販売の推移、現状などを記入)
	生 産 の 場 所
	生 産 量
	販売量及び単価
	販 売 の 推 移
	販 売 の 現 状
AMAGIFT(アマギフト)申請にかける 申 請 者 の 思 い	(申請商品及び申請者の取り組み等が、伊豆市ブランドとして適している理由のほか、伊豆市の文化・歴史や自然との関連性、環境への配慮、ほんものづくりへのこだわり、伝統などについて記入)

3 オリジナル性

歴 史 ・ 文 化	(伊豆市のもつ歴史、文化や土壌・水等の素材の活用について記入)
商 品 特 性	(品質、形状、味、色など優れている点を記入)
関連産業や雇用 促進への波及	(関連産業への波及効果や地域雇用の促進に繋がることについて記入)
観 光 誘 客 への 見 込 み	(観光誘客促進につながる見込みについて記入)

4 信頼性

安 全 ・ 安 心	(安全に対する検査体制、品種や生産等の商品企画が統一されている点を記入)
苦 情 、 要 望 への 対 応	(苦情要望等に対応する体制について記入)

5 持続性

安 定 供 給	(安定供給が継続できることについて記入)
組 織 内 基 準	(組織内での基準設定、組織内審査について記入)

6 その他

(申請者の経験や能力、資格のほか、申請にあたりアピールしたいことなどを記入)
--

年 月 日

(一社) 伊豆市産業振興協議会長 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名 称)

(代表者)

誓 約 書

伊豆市ブランド「AMAGIFT (アマギフト)」認定申請を行うに当たり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合は、伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

記

- 1 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定基準に規定する要件を満たしておりますので、申請資格を有しています。
- 2 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。
- 3 私 (個人・法人・団体) は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員 (暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。)
 - (4) 暴力団関係企業 (暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)

様式第2号（第8条関係）

伊産協第 号
年 月 日

様

（一社）伊豆市産業振興協議会長

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった AMAGIFT(アマギフト)認定について審査した結果、下記のとおり認定（すること・しないこと）と決定しましたので通知します。

記

1 特産品名

2 事業者等 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者）

3 理由及び意見

認定番号 第 号

伊豆市ブランド
「AMAGIFT（アマギフト）」
認 定 証

_____様

特産品名 _____

上記の産品を伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」として認定します

認定年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

年 月 日



一般社団法人伊豆市産業振興協議会

（一社）伊豆市産業振興協議会長 様

認定番号 第 号

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者）

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」事業実績報告書

伊豆市ブランド「AMAGIFT（アマギフト）」認定制度実施要領第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	生産・製造量（単位）、販売量（単位）	販売額（円）
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

情報発信の取組状況・実績等

年 月 日

（一社）伊豆市産業振興協議会長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者）

電話番号

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定更新申請書

年 月 日付で AMAGIFT(アマギフト)の認定を受けた下記の製品について、認定の更新を申請します。

記

1 認定番号

2 認定商品名

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

（一社）伊豆市産業振興協議会長 様

認定番号 第 号

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者）

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請事項変更届出書

伊豆市ブランド「AMAGIFT（アマギフト）」認定制度実施要領第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 事 項	新	
	旧	
変 更 理 由		

担 当 者 連 絡 先	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	E - m a i l	